

(仮称) 札幌自然史博物館における民間活力の導入手法調査業務 仕様書

1. 業務名

(仮称) 札幌自然史博物館における民間活力の導入手法調査業務

2. 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月24日(金)まで

3. 業務の目的

札幌市では、「北、その自然と人」をテーマとする自然史博物館として、(仮称)札幌自然史博物館の整備推進に向け、平成27年度に「(仮称)札幌博物館基本計画(以下「基本計画」という。）」、平成31年度に「(仮称)札幌博物館展示・事業基本計画(以下「展示・事業基本計画」という。）」を策定している。当該構想の実現のため、令和2年度には官民連携の基礎調査を行い、官民連携手法の在り方を検討してきた。

一方、近年における博物館法の改正による博物館に期待される役割の変化や新型コロナウイルス感染症による人流への影響など、博物館を取り巻く状況は大きく変化している。このような社会的情勢の変容に鑑み、博物館における集客性の確保等に関する民間活力の導入事例の詳細調査を行うことで、今後予定される(仮称)札幌自然史博物館の建設及び運営に資する情報を得ることを目的とする。

4. 業務内容

本業務においては、本市の現状や基本計画、展示・事業基本計画を踏まえ、履行すること。

- (1) 業務計画書の作成
- (2) 事例調査

① 調査対象

委託者と協議の上、受託者が本調査の対象とするのに相当と判断した館(計10施設程度)を対象とする。

なお、下記調査内容アについては、主として公設民営館を対象とする。また、イ及びウについては主に自然史系博物館を対象とする。

② 調査内容

ア 民間活力(ノウハウ)を生かした魅力ある展示手法等について(7館程度)

民間事業者のノウハウを生かした、魅力的な展示(近年の動向を踏まえた最新の展示手法やICTを活用した手法等)や体験プログラム等、集客力向上に資する活動事例について調査・分析を行う。

イ 博物館開館準備期間における機運醸成に係る活動事例について(5館程度)

開館準備期間(概ね開館3年前から開館まで)における機運醸成を目的とした活動

事例や広報の手法について調査し、開館後の来館者数への影響・効果について調査・分析を行う。なお、開館準備期間の活動調査については、学校等教育機関との連携事例（教育普及事業）も調査内容に含めることとする。

ウ 学校など教育機関との連携事例の調査（5館程度）

学校・図書館などの教育機関と博物館が連携して取り組んでいる教育普及活動の事例を調査・整理する。

※アイウの調査において同じ博物館等を対象とすることを可とする。

③ 調査方法

ア 調査票による調査

事前に調査票を作成し、調査対象館への調査を書面またはオンライン（Web）にて実施する。調査項目については、4(2)②の調査に用に基づき、委託者と事前に調整の上、承諾を得て作成すること。

イ ヒアリングによる調査

調査票の回答内容及び委託者が指定または受託者が提案する博物館等にヒアリングを実施すること。なお、対象施設は3館程度を想定。ヒアリングの手法については現地での直接調査やオンライン会議による調査を想定するが、いずれの手法を採用するかは問わない。

(3) 報告書の作成

上述の調査・分析・整理の結果について、報告書を作成すること。報告書については、A4サイズを想定するが、事前に札幌市に相談すること。

(4) その他

① 打合せ

受託者は、業務の着手に当たり打合せを行い、また、業務中にも必要な協議を行い、目的達成に努めること。

② 資料等の収集

本業務の遂行上必要な資料、情報等は、原則として受託者が収集すること。ただし、本市が保有しているもので本業務の遂行に必要な資料等は貸与する。

③ その他必要な支援

その他、本事業の実施にあたり必要となる各種アドバイス、情報提供などの支援を行う。

5. 成果品

受託者は、業務完了後速やかに成果品を納品すること。

(1) 業務完了届：1部

(2) 報告書：10部

(3) 成果物のデータ等を収めたCD-RまたはDVD-R等の電子媒体：1枚

※成果物のファイル形式は、提出前に札幌市に相談すること。

6. 成果品に係る著作権等の取り扱い

(1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律

第 48 号) 第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) を、譲渡するものとする。

- (2) 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、本著作物の著作権者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作権者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作権者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7. 環境への配慮について

本業務においては、市の環境マネジメントシステム準じ負荷低減努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心掛けること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8. その他

- (1) 業務上知り得た一切の事項について、外部に漏洩してはならない。
- (2) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令等の各規則を遵守すること。
- (3) その他、本仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議し指示を受けること。